

埼玉県指定出資法人あり方検討委員会事前ヒアリング
Cグループ（公社）埼玉県農林公社 議事概要

1 開催日時 令和6年10月2日（水）15時00分～15時42分

2 開催方法 オンライン会議

3 出席者

（1）委員 宍戸委員、中澤委員、松川委員

（2）県 ・事務局 行政・デジタル改革課 秋穂主幹、新井主査
・法人所管課 農業政策課 中村課長
・法人実施事業所管課 森づくり課 鈴木課長
農業ビジネス支援課 武井主幹
生産振興課 渡辺主幹

（3）法人（公社）埼玉県農林公社 永留常務理事兼森林局長

4 ヒアリング内容

（委員）

種苗センターでは種を作っていると認識しているが、主に米麦といった主穀作の種か、それともその他の種も作っているのか。

県の推奨品種を作るということもあると思うが、民間企業にも種苗会社がある中で、公的部門が種苗センターを設置して種を作る必要性を教えてください。

（法人実施事業所管課（生産振興課））

種苗センターで作っている種は原種であり、一般農家が使用する種子の元となる種である。稲、麦、大豆の3種類の種を作っているが、埼玉県主要農作物種子条例においてこれらの原種を作ることを県の責務と規定していることから、県の施設である種苗センターで生産を行っている。

（委員）

以前に県の農業試験場で行っていた原種の生産を、現在は公社が種苗センターの指定管理者として行っているという理解でよいか。

（法人実施事業所管課（生産振興課））

そのとおりである。平成6年に種苗センターを設置して以降、それまで県の農業試験場で行っていた業務を種苗センターで行っている。

（委員）

分収林事業は昭和の時代から行われている事業だが、これまで木材価格が下がったこともあり、何度か見直しの機会があったかと思う。それにも関わらず、その都度継続するという判断をしたのはなぜか。

（法人実施事業所管課（森づくり課））

平成22年2月に（公社）埼玉県農林公社経営改革プランを策定した際は、4億円の黒字が見込まれたため、継続することとした。しかし、プランの想定と現状がかい離する状況が生じてきたことから、令和5年度に改めて見直しを行い、分収林事業を継続することが県にとってもよいと判断したことから、引き続き継続することとしている。

（委員）

県にとってもよいということの内容を教えてください。

(法人実施事業所管課 (森づくり課))

分収林事業は、継続のほかにも廃止、または県営林化をして県が引き継ぐという3パターンが考えられるが、廃止となると事務が増加し、どのように森林を管理していくのかといった課題、また契約者に了解してもらえるのかという様々な問題があった。

(委員)

事務が増加し大変だからという理由で継続の判断をしたのか。

(法人実施事業所管課 (森づくり課))

事実としてそのような問題もあるが、やはり廃止となると、売り払う予定であった森林がすべて所有者のもとに戻る事となる。事業を継続すれば将来の収益が見込めるため、トータルでは債務を圧縮できるというシミュレーション結果となり、継続の判断となった。

(委員)

林業後継者がなかなか見つからない中で、公社が分収林事業を廃止した場合、数万ヘクタールに及ぶ森林はどうになってしまうのか。

(法人実施事業所管課 (森づくり課))

分収林事業を始めたきっかけは、所有者が管理できない森林を公社が代わりに管理を行う、その代わり将来の収益を分収してお互いで分け合うというものである。公社が管理する森林は約3,200ヘクタールとなっているが、仮に分収林事業を廃止した場合は、そもそも所有者自身が管理できないため、山が荒廃して公益的機能の発揮に支障が生じることになる。

(委員)

公益的機能とは何か。

(法人実施事業所管課 (森づくり課))

水源涵養機能などを指す。また機能が損なわれると、土砂崩壊など災害の危険が増し、もちろん木材供給能力も落ちるようになる。

(委員)

分収林事業については、県あるいは公社が100億円単位での負債を負っているが、この金額を上回る機能があると理解すればよいか。

(法人実施事業所管課 (森づくり課))

公益的機能の評価額は年間123億円と算出している。これは、森林の持つそれぞれの機能を貨幣換算したもので、日本学術会議が試算した結果を公社の分収林に落とし込んで算出したものである。

(委員)

貨幣換算した機能の元は何か。先ほど話があった、山が荒廃してがけ崩れが起きる、それを防ぐ機能などをいうのか。

(法人実施事業所管課 (森づくり課))

そのとおりである。例えば森林が無くなると災害が起きるが、森林があればそれを抑えられる。また、水源の涵養であればダムに換算する、そのようなものをまとめて貨幣価値に換算すると123億円になる。

(委員)

国が進めるCO2排出削減の取組では、電力エネルギーにおけるCO2排出削減を進めるため、原子力や水力、あるいは地熱エネルギーを導入している。その中では森林による効果も30%ほどあったと思うが、その分は123億円には含まれていないのか。

(法人実施事業所管課(森づくり課))

森林の公益的機能にはCO2の吸収機能も含まれている。

(委員)

今後木材価格が下がっていくと思うが、荒廃した山ではCO2削減機能が十分に発揮されない。国におけるエネルギーミックスの考え方の中でも、森林は重要な位置を占めており、このことは公社が森林を維持していく上で説明をしなければならないと思う。

それから、分収林事業に関しては検討を続けてきているが、どのようなことを新しく行おうとしているのか教えてほしい。

(法人実施事業所管課(森づくり課))

県の取組としては、公社への既往の貸付金の無利子化を進めており、加えて日本政策金融公庫への利払いに係る利子補給を行っている。公社の取組としては、分収林契約の解約を進めることで公庫への繰上償還を進め、将来の利息を圧縮していく。

(法人)

本県の山では鹿を中心とした獣害が深刻であり、成林する見込みのない公社林が1割程度と見込んでいる。そのような分収林は、契約の解約を進めている。また、新たな取組として、J-クレジットというCO2を排出する企業がクレジットを購入することで、企業活動で排出するCO2と相殺できるという仕組み、この販売準備を進めている。公社林を対象にJ-クレジット化して、木材販売収入以外での収入手段をつくり、借入金の圧縮に努めたいと考えている。さらに公社では農業部門の事業なども行っており、こういった分収林以外の事業での黒字を積み立てて、借入金の返済に充てるという取組も昨年度から始めている。

(委員)

分収林事業について、現時点での債務が208億円とのことだが、公庫と県からそれぞれいくら借入をしているのか。また、その他にも借入金があれば教えてほしい。

(法人)

凡その金額ではあるが、公庫から80億円、県から120億円で合計208億円である。その他の金融機関などからの借入金はない。

(委員)

公庫からの借入について、年利は何%か。

(法人)

借入をした年によって様々であり、ゼロ金利から4.25%まで幅がある。利息は令和5年度分で約1億8,000万円となっている。

(委員)

従前は、利息分について県から貸付が行われていたが、今年度あるいは令和5年度から補助金に変更したということによいか。また、補助金とすることで国から県に対して交付金などがあるということか。

(法人実施事業所管課(森づくり課))

令和6年度から補助金に変更している。国から県に対しては、特別交付税措置がある。対象は利息分全額であり、金額は2分の1となっている。

(委員)

令和5年度は1億8,000万円の利息分を対象に、半額の9,000万円が交付税措置されているということによいか。

(法人)

正確には、財務省が公表する長期プライムレートをもとに算出した金額の2分の1となる。

(委員)

改革プランの見直しに当たり検討した結果、現時点で分収林事業を廃止すると債務は208億円となり、令和49年まで存続させれば184億円まで圧縮されるとのことである。これは県から利息分の補助金である9,000万円を支給し続けた場合の金額か。

(法人実施事業所管課(森づくり課))

184億円は、県からの補助金交付などによる債務圧縮の取組を反映させる前の金額である。よって、令和6年度から始まった利息の無利子化や利子補給により、今後はさらに債務を圧縮できると考えている。見込みではあるが、利息分の補助金化により約20億円、既往貸付金の無利子化により約9億円の圧縮が可能となる。

(法人)

現在の見込みでは、最終的に県の借入金を150億円程度まで圧縮できると考えている。さらに改革プランに記載のある取組を進めることで、この金額をさらに圧縮するため、県と公社で努力していきたいと考えている。

(委員)

公庫からの借入について、県は保証を行っているか。

(法人実施事業所管課(森づくり課))

80億円全ての借入について、県が債務保証を負っている。

(委員)

現時点で県から公庫に全額を返済すれば、公庫への利払いはなくなるが、そのような債務整理の方法は検討したか。

(法人)

公庫からの借入を行うに当たっては、分収林事業の継続が前提となっており、事業を廃止して返済するとなると、公庫側からは将来得られるはずであった20億円の利息分も含めて要求され、借入分の80億円と合わせた合計100億円を一括で返済しなければならないという状況に陥る。また、公社はそこまでの財源を持ち合わせていないため、債務保証を負っている県に債務を請け負ってもらうこととなり、県は解約と同時に一時的に100億円くらいの現金を用意せざるを得ない状況に陥ることが考えられる。

(委員)

分収林事業を継続することを前提として一括返済することは検討したか。

(法人)

公庫は分収林事業を継続する上での一括返済を認めていない。

(委員)

分収林の公益的機能の評価額は年間123億円とのことだが、分収林事業を廃止した場合にすぐに森林が無くなるわけではない。木材生産を目的とした場合と水源涵養機能を維持することのみを目的とした場合の森林の維持管理では費用が異なると思うが、そのようなシミュレーションはしているか。

(法人実施事業所管課(森づくり課))

森林は維持管理を行うだけでも相当な費用がかかり、木材生産を目的とするか否かで大差はない。さらに、分収林はこれまで保育に費用をかけてきたが、今後はそれほどまでに保育に費用がかからないという状態である。

(委員)

改革プランは令和3年度から見直しを始め、令和5年度にとりまとめたとのことだが、令和2年から3年にかけてはウッドショックが起これ、木材価格の一時的なはね上がりがあった。改革プランにおける木材価格はウッドショック当時の価格を反映したものか。

(法人実施事業所管課(森づくり課))

ウッドショックの影響は考慮せずに木材価格を算出している。

(委員)

農地中間管理事業について、借り受け後に貸付先を見つけるのか。その場合、その間の賃料の支払いはどのようにしているのか。また、借り受けている面積と件数を教えてほしい。

(法人実施事業所管課(農業ビジネス支援課))

農地を借り受けの際の条件として、貸し付ける相手方がある程度見込まれる場合に契約することとしているため、とりあえず借り受けて、しばらく経過してから貸し付けるといった案件はない。

(法人)

借り受けている面積は、令和5年度末で合計1万2,309ヘクタールとなっている。地権者数は約2万2,300人、貸付耕作者は約5,100人となっている。

(委員)

農地中間管理事業の課題として、令和7年度から法改正により農地の貸借の手法が農地中間管理事業に一本化され、推進対象となる農地面積が年間の取扱規模で約3倍になるため、大幅に増える業務に対応する機構の人的体制の整備が急務であるとのことだが、職員の増員計画などはあるか。

(法人実施事業所管課(農業ビジネス支援課))

法改正が決まって以降、増員の方向で検討しており、令和7年度予算は今後まとまっていくが、令和5年度と令和6年度はともに3名の増員を行った。

(委員)

農地中間管理事業について、地域全体を俯瞰した担い手への効率的な集積が十分に進んでいるとは言えない状況とのことだが、集積が進んだ例は何%となっているのか。

(法人実施事業所管課(農業ビジネス支援課))

数字では把握していないが、地域全体でほ場整備事業の取組を進めた場合、その後に農地の集積が進んでいく傾向にある。農地をバラバラに貸し借りした場合は、十分な効果が見込めないものもある。

(委員)

公社が間に入らずに、市町村など地域で農地の貸し借りを進めるケースは多いのか。

(法人実施事業所管課(農業ビジネス支援課))

公社が農地中間管理機構として各市町村と委託契約を行い、各市町村に事業の窓口となってもらっている。ただ、農地の貸し借りはTPOに応じて、農地中間管理事業を活用した方がいい場合、また農地中間管理事業では取り扱っていない契約内容などもあり、そのような場合は別の契約形態を選択してもらっている。

(委員)

公社では、DX推進の取組は進めているか。

(法人)

令和4年度に、農地中間管理事業に係る契約書の保存書類をPDF化して、公社のシステムと紐付けし、OCR検索をできるようにした。指定管理を受けている施設では、Webからのイベントなどの申込を可能としている。内部事務では勤怠管理システムやデジタルツールを導入し、内部決裁においても紙

による処理を見直している。今後も農地中間管理事業における賃借料の請求や、業務のデジタル化について検討していくが、高齢の地権者が多いことから、一律の導入は難しいところもある。今後も、職員のDX推進の意識を高めていきたいと考えている。

(委員)

県から公社に派遣となっている職員は何名か。また、その人数は適正と考えるか。

(法人)

県派遣職員は13名であり、職員全体の約20%となっている。農地中間管理事業では、法改正により、来年度からは地域計画に基づく新たな仕組みが始まるため、市町村の計画づくりに関わらなければならない中で県や市町村との密接な連携が必要であり、県からの支援や県職員の知識、ネットワークが求められる。公社としてもプロパー職員に管理職を任せられるよう、部門ごとに職員を育成しているところだが、一方でこうした県からの支援や連携が必要な部分もあるため、両方の面で取り組んでいる。

(委員)

種苗センターでは年4回モニタリングを実施しているとのことだが、県職員が種苗センターに行き確認しているのか、オンラインや紙の資料により行われているのか。

(法人実施事業所管課(生産振興課))

モニタリング実施要領を定めており、年4回県職員が種苗センターにおいて、予め決めた重点項目に沿って確認をしている。経理の状況や備品の管理状況、生産状況、また種苗センターが独自で委託する警備等の再委託の状況などについて、書類を見せてもらうとともに、施設内を巡回して確認している。

(委員)

農地中間管理事業は、これまで行っていた農地集積・集約化の延長線上の事業と思われるが、国の事業の方針から順を追って説明してほしい。

(法人実施事業所管課(農業ビジネス支援課))

国は耕作者の高齢化による農地の荒廃を危惧しており、担い手への集積・集約化を進めなければならないと考えている。そのために、農地の所有者から農地中間管理機構が農地を借り受けて担い手に貸し付けることで農地を集積・集約し、遊休農地が生じないよう国、県、市町村が一緒に事業を進めている。今後も引き続き、県や公社において取り組む必要があると考えている。

(委員)

農地中間管理事業においては、貸付先が見つかったから借り受けるとのことだが、農地の貸し借りではマッチングが一番難しいのではないかと思う。その部分の取組について教えてほしい。

(法人実施事業所管課(農業ビジネス支援課))

農地のマッチングは、各市町村の農業委員や農地利用最適化推進委員の業務となる。農地中間管理機構はその方々が知り得ないような担い手の情報共有を行うことでマッチングの後押しをし、マッチングの結果に基づいて農地の貸し借りの事務手続を進めている。